

大津市ふるさと納税推進事業個人情報取扱要領

(基本的事項)

第1 ふるさと納税応援事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、ふるさと納税推進事業（以下「事業」という。）による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 ふるさと納税応援事業者は、事業による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。事業が終了し、又はふるさと納税応援事業者でなくなった場合も同様とする。

(取得の制限)

第3 ふるさと納税応援事業者は、事業による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 ふるさと納税応援事業者は、事業による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 ふるさと納税応援事業者は、事業による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 ふるさと納税応援事業者は、事業による事務に関して知り得た個人情報を、事業の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、大津市の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 ふるさと納税応援事業者は、事業による事務を行うため大津市から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、大津市が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 ふるさと納税応援事業者は、事業による個人情報を取扱う事務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない。ただし、大津市が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあつては、ふるさと納税応援事業者は、受託者に対し、当該委託で取扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第9 ふるさと納税応援事業者は、事業による事務を行うため大津市から提供を受け、又はふるさと納税応援事業者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、事業の終了後直ちに大津市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、大津市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第10 ふるさと納税応援事業者は、事業による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第11 大津市は、ふるさと納税応援事業者が事業による事務を行うに当たり、取扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(指示及び報告)

第12 大津市は、ふるさと納税応援事業者が事業による事務に関して取扱う個人情報の適切な管理を確保するため、ふるさと納税応援事業者に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第13 ふるさと納税応援事業者は、この要領に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに大津市に報告し、大津市の指示に従うものとする。

附則

- 1 この要領は、平成25年10月1日から施行し、同日以後に寄附を受けたふるさと納税について適用する。